

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 設立登記申請書(定款認証の嘱託同時申請用)の追加

商業・法人登記手続で使用する様式に、定款認証と設立登記の申請書を同時に作成及び申請するための設立登記申請書(定款認証の嘱託同時申請用)を追加します。

(2) 電子証明書発行申請書の追加

商業・法人登記手続で使用する様式に、商業登記に基づく電子証明書の発行手続をオンラインで行うための電子証明書発行申請書を追加します。

(3) 商業・法人登記手続の変更

① 以下の申請書様式において、「別送の有無」欄及び「納付方法」欄を追加します。

- ・登記申請書(会社用):株式会社, 特例有限会社, 合名会社, 合資会社, 合同会社, 外国会社
- ・登記申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)

② 以下の申請書様式において、「印鑑届出の有無」欄に「無」を選択可能とします。

- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)
- ・書面提出用登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会設置, 現物出資なし)
- ・書面提出用登記申請書(会社用):株式会社の発起設立(取締役会非設置, 現物出資なし)
- ・書面提出用登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人でない場合, 現物出資なし)
- ・書面提出用登記申請書(会社用):合同会社の設立(代表社員が法人の場合, 現物出資なし)

(4) 電子公証手続の変更

① 以下の申請書様式において、外字(JIS 第 3 及び第 4 水準の文字)は使用できない旨の注意書きを追加します。

- ・日付情報の付与の請求
- ・電磁的記録の認証の嘱託
- ・情報の同一性に関する証明の請求
- ・同一の情報の提供の請求

- ・執務の中止の請求
- ・電子署名付委任状

② 以下の申請書様式において、「申請書区分」欄を追加します。

- ・電磁的記録の認証の囑託

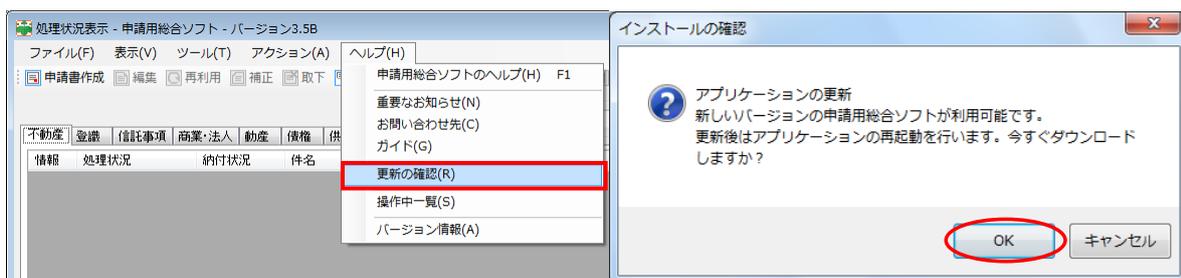
2 バージョンアップの方法

令和3年2月13日(土)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。バージョンアップしていない申請用総合ソフトは利用することができませんので、予めバージョンアップするようにしてください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※1 この方法でバージョンアップすることができない場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※2 「このアプリケーションをインストールしますか?」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

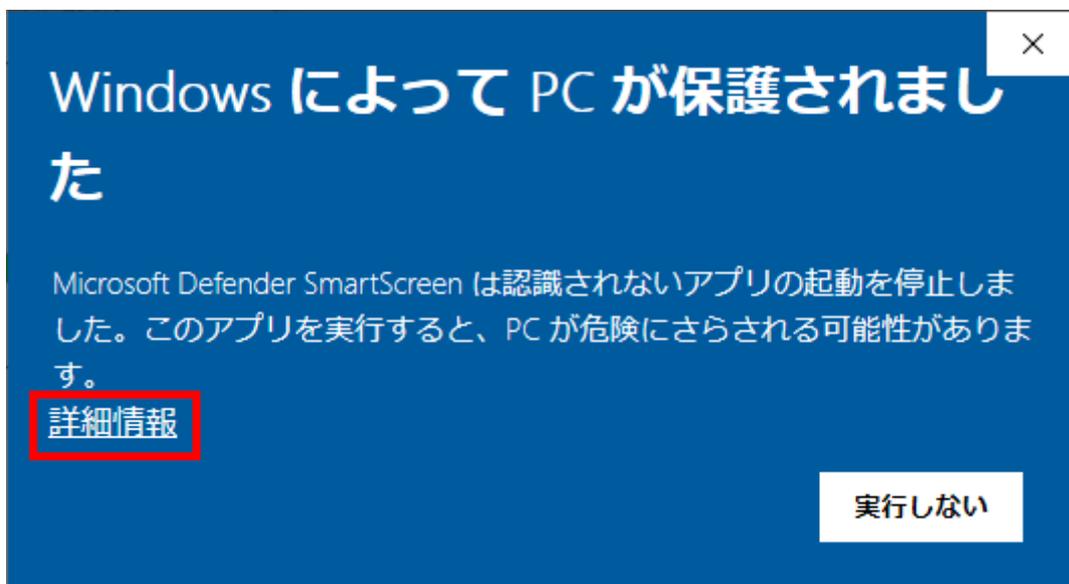
上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試ください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。

(2) 申請用総合ソフト起動時に「Windows によって PC が保護されました。」と表示される事象について

申請用総合ソフトをインストール又はバージョンアップした際、御利用の環境によっては、「Windows によって PC が保護されました。」と表示される場合があります。この事象は Windows から提供されている「SmartScreen フィルター機能」によるものです。

上記の事象が発生した場合は、画面内の「詳細情報」をクリックし、「アプリ」に「ShinseiyoSogoSoft.exe」と表示されていることを確認した上で、「実行」ボタンをクリックすると申請用総合ソフトが起動します。実行するアプリケーションが申請用総合ソフトであることを十分に確認した上で、実行してください。





(3) 申請用総合ソフトのバージョンについて

申請用総合ソフトが最新のバージョンでない場合、通信エラーが発生するため、申請用総合ソフトを利用する際は必ず事前にバージョンアップを実施願います。

また、共同利用するPCにインストールする申請用総合ソフトは全てのPCにおいてバージョンアップが実施されているか御確認ください。バージョンが同一でない申請用総合ソフトで共同利用を行った場合、申請用総合ソフトの起動や申請書へ操作(申請書の保存、ファイルの添付など)を行った際に、エラーとなる可能性があります(※)。

※ 最新のバージョンの申請用総合ソフトで申請データを作成した場合でも、当該データを古いバージョンの申請用総合ソフトがインストールされた他のPCで編集・送信を行うと、それが原因でエラーが発生する場合がありますので、御留意願います。